特別委員会の設置について

最終日の本会議において、地方分権改革推進特別委員会をはじめ六つの特別委員会が設置されました。今後二年間をかけて、各調査事件について、審議を行っていきます。

拠点機能・地域づくり対策特別委員会

【調査事件】
- ●広域交流基盤強化対策調査の件
- ●都市機能強化対策調査の件
- ●中山間地域の振興対策調査の件

委員長	徳晴昭之浩充清史文宏明
副委員長	英正宏智　康　直敏俊利
委員	童田森下玉原　辺島山田
委員	犬武下山児下芝田小檜山
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

地方分権改革推進特別委員会

【調査事件】
- ●地方分権改革推進対策調査の件
- ●行財政改革推進対策調査の件
- ●基礎自治体の機能強化対策調査の件

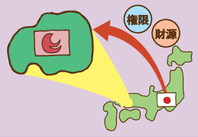

委員長	義子巖雄二徳太男介三徳
副委員長	信代　加　常俊峻常幸浩泰正
委員	津西口村原田戸浦　田壁
委員	中杉金野栗門城松平窪渡
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

暮らしの安全・安心対策特別委員会

【調査事件】
- ●安全な生活環境対策調査の件
- ●地球環境保全対策調査の件
- ●防災・危機管理対策調査の件

委員長	二郎健修夫純里洋矩博夫
副委員長	洋哲　昭　案雅秀正哲
委員	野井本原木井井橋林崎曽根
委員	浅大蔵井Ｅ沖河Ｅ小山大
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

少子化・人づくり対策特別委員会

【調査事件】
- ●少子化対策調査の件
- ●子どもの健全育成対策調査の件
- ●総合的な人づくり対策調査の件

委員長	治男直典子徳之州規伸了
副委員長	好和一良智道直博克
委員	原木藤木美崎村方山原田所
委員	中安佐桑柴中緒高砂宇間
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

国際・文化・観光振興対策特別委員会

【調査事件】
- ●国際施策の推進対策調査の件
- ●文化振興対策調査の件
- ●観光立県の構築対策調査の件

委員長	三介忠子一典利矢三雄
副委員長	良清家幸寿裕政征健靖
委員	橋井川川川井　上永木
委員	石吉森梶田安宮川冨山
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

産業活力・雇用対策特別委員会

【調査事件】
- ●産業活力強化対策調査の件
- ●産学官連携による技術革新対策調査の件
- ●雇用対策調査の件

委員長	志幸伸務香典道雄夫也
副委員長	隆保智　美祥宏恒哲信
委員	本　下田下満岡　崎原
委員	中東岩内日天松辻岡奥
委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

県議会の組織について

県議会は、執行機関である知事に対して、対等な立場にある議決機関であり、互いにけん制、協力して県政の運営を行っています。県議会は、議長と副議長が会議の運営や秩序の維持にあたっています。

- 県議会
  - 議長
  - 副議長
  - ①本会議
  - ②議会運営委員会
  - ③常任委員会
    - 総務委員会
    - 生活福祉保健委員会
    - 農林水産委員会
    - 建設委員会
    - 文教委員会
    - 警察商工労働委員会
  - ④特別委員会
    - 地方分権改革推進特別委員会
    - 拠点機能・地域づくり対策特別委員会
    - 少子化・人づくり対策特別委員会
    - 暮らしの安全・安心対策特別委員会
    - 産業活力・雇用対策特別委員会
    - 国際・文化・観光振興対策特別委員会
    - 予算特別委員会（2月定例会中）
    - 決算特別委員会（9月～12月定例会）

①本会議とは
全議員で構成する会議のことで、すべての議案に対する議会の最終的な意思を決定します。
なお、会議は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開会されません。

②議会運営委員会とは
議会の円滑な運営を図るため、議会内各会派間の連絡調整を行います。

③常任委員会とは
議会開会中に本会議に提出された議案などを、専門的に審査・調査します。
県の仕事を部局ごとに分けて、6つの委員会が置かれ、議員は必ずいずれかの委員会に所属しています。
なお、本県では、議会閉会中においても、月1回程度、担当する行政施策の審査・調査を行っています。

④特別委員会とは
特定の事項を審査・調査するため、必要に応じて本会議の議決によって設置されます。
本県では、審査・調査を2年間で行い、1年後に中間報告を、最後の定例会において最終報告を行います。
なお、その報告の中から処理報告を求める事項を選定し、執行機関からの報告を求めています。
また、2月定例会では、予算関係を集中審査するため、予算特別委員会が、9月定例会では、決算関係を集中審査するため、決算特別委員会が設置されます。

知事後援会の政治資金規正法違反問題等に係る主な動き（平成19年2月定例会閉会後）

- 3月12日　広島地方検察庁による「訴訟記録における議員の実名等の開示請求に対する一部不許可処分」の取り消しを求め、議長が広島地方裁判所に準抗告申立書を提出した。
- 4月27日　「知事後援会の政治資金規正法違反問題等に関する調査会」の平沼介座長から議長に対し、「二度と疑惑を持たれることがないよう、政治倫理条例を制定するなど、早急な具体的取り組みが必要である」などの座長意見を付した追加報告書が提出された。
- 5月21日　議長から知事に対し、早急に事実解明するよう申し入れを行った。
- 6月19日　知事から議長に対し、後援会問題に関する総括として、「後援会元事務局長らから証言できない旨の書簡を受け取り、これ以上事実を明らかにする手だてを失ったと判断せざるを得ない」などとする報告書が提出された。
- 6月21日　平成19年6月定例会初日において、知事から事実関係の全容を明らかにできなかった旨の発言があった。
- 7月 2日　平成19年6月定例会最終日において「知事藤田雄山君の不信任に関する決議案」が提出され、採決の結果、否決された。

県政に関する質問から

本会議では、6月26日と27日の2日間にわたって6人の議員が一般質問を行い、知事後援会の政治資金規正法違反問題や企業立地促進、教育問題などの県政が直面する様々な課題について、県民の視点に立った論議を展開しました。

紙面の都合上、1人2問以内で掲載しております。

●6月26日　一般質問（要旨）

やまき やすお
山木靖雄 議員
自民刷新会議〈広島市西区〉

◎県立病院の地方独立行政法人化

問　現在の病院運営形態は改善すべき点が多い。地方独立行政法人化は長期的視野や透明性、自立性、機動性が確保され、病院改革に最適と考える。医師の病院事業管理者を設置するなどの段階的移行も含め検討できないか問う。

答　厳しい環境変化にも対応できる経営基盤を確立するため、経営の健全化に努めている。病院事業にふさわしい効率的な運営形態を検討し、今年度、経営計画の一部を見直す。地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化、これらの段階的移行など、幅広く経営形態の見直しを検討する。

用語解説　**病院事業管理者**
首長の一般的な指揮監督を受けず、財務・組織・職員の身分取り扱いなど、病院業務の運営に当たって自治体を代表する職。地方公営企業法を全部適用した場合、原則として置かれる。

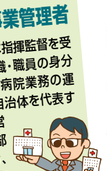

◎アストラムライン延伸への支援

問　アストラムラインの延伸は、広島都市圏の交通基盤の充実に不可欠であり、県全体の活性化につながる。新球場の建設と同様な支援をするべきと考えるが、県は広島市と連携して延伸をどのように支援するか問う。

答　この事業は、広島都市圏の中枢拠点性向上のために極めて重要だと認識している。事業は、広島市が策定した「新たな交通ビジョン」に基づき市が推進しており、県は、広島都市圏の都市交通基盤の充実について、広島市との適切な役割分担を明確にした上で、積極的に連携・協力を図り、推進に努める。

◎福山地域への産業団地の造成

問　福山地域への産業団地の造成は、地域経済の振興の要であり、県政進展のために重要不可欠と考えるが、知事の見解と今後の方針を問う。

答　福山市を中心とする備後地域の二層の発展を図るためには、新たな事業用地の確保は、大きな課題であると認識している。一方、産業団地の造成には多大の経費を要することから、福山市と十分連携し、より効率的な事業用地の確保対策を検討したい。

用語解説　**県費預託融資制度**
事業用資金の円滑な供給のため、貸付原資の一部を県が金融機関に預け（預託）、金融機関の協力を得て行う低利・長期の融資制度。融資対象は県内の中小企業者等（条件あり）。

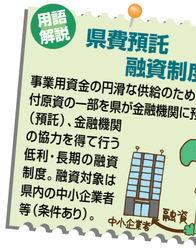

◎少子化の克服

問　広島県の人口は二〇三五年には四十九万人減少すると推計されている。少子化の克服には、働き方の見直しが不可欠であるが、非正規雇用者の拡大などの現状を踏まえ、どのような施策を実施していくのか。

答　今年度新たに、出産・育児などで離職した女性の再チャレンジを支援する「合同就職面接会」を開催し、また非正規雇用者を正社員に転換する企業を**県費預託融資制度**の融資対象に追加するなど、正規雇用の一層の促進に取り組んでいる。これらの雇用対策のほか、母子・小児医療の充実など、子どもを生み育てやすい環境づくりに総合的に取り組む必要があると考えている。

わたべ まさのり
渡壁正徳 議員
民主県政会〈福山市〉

●6月26日　一般質問（要旨）

◎知事の後援会の問題

問　この度の知事の総括は、何ら新しい事実はなく、これまでの疑いを晴らすものではない。政治は結果責任である。県民の政治不信をぬぐい去り、疑わしさが晴れない忌まわしい過去との決別のためにも、あらためて県民に信を問うべきである。辞職勧告を二度も受けた結果としての総括であり、知事自らの辞職の考えを問う。

答　さらなる事実解明ができず、責任を大いに感じている。様々な施策を展開する途上にあり、将来に向けたビジョンを持って、元気な姿を見せつつある広島県の道筋をつけていくことが、私の責務である。

まつうら さちお
松浦幸男 議員
自民〈尾道市〉

◎企業立地促進に向けた戦略的取り組み

問　本年四月に成立した**企業立地促進法**では新たな支援制度が用意されており、他県に負けず積極的に活用すべきである。昨年、知事を本部長とする産業集積促進戦略本部を設置しているが、将来を見据えた戦略的な企業誘致の考え方と新たな法への対応を問う。

答　県内の多様な産業集積との相乗効果が期待できる先端分野を中心に企業誘致活動を展開する。法適用に向け協議会の設置を準備中であり、新たな支援措置を活用し、我が国の主要なものづくり機能を果たせるよう、バランスある産業集積に積極的に取り組む。

用語解説　**企業立地促進法**
企業立地や産業集積に取り組む自治体などを国が重点的に支援。国の同意を得た基本計画の対象区域内において、立地企業の設備投資への減税などの支援措置が講じられる。

●6月27日　一般質問（要旨）

くり はらしゅんじ
栗原俊二 議員
公明党〈広島市安佐南区〉

◎広島高速道路のETC割引制度の導入拡大

問　広島高速道路の全路線でETC割引制度を導入することは、広島市内の慢性的渋滞、特に朝夕のラッシュ時の渋滞緩和に有効と考える。広島高速道路におけるETC割引に対する考え方と今後の導入見通しはどうか。

答　現在、広島東料金所にETCを導入し、律二〇%の割引を行っており、供用中の三路線すべての料金所について、今年度末を目途にETCの導入を進めている。今後、債務の確実な返済を前提とした割引方針を決定する。

用語解説　**広島高速道路**
1号線～5①線 5⑤
内の　～　）の5路線で構成。
平成25年度完成予定。

◎特別支援学校の通学対策

問　県教育委員会は、平成二十年度からの特別支援学校のスクールバスの運行経路等について、見直す方針を決定した。内容によっては、子どもや保護者に過重な負担を強いることになるが、どのような視点から見直しを進めるのか。

答　今回の運行方針の見直しは、通学の安全を確保しつつ、卒業後の自立や社会参加に向けて自力通学を促進するとともに、重複した通行経路等の整理をするという考え方によるものである。具体的な経路等については、一人一人の障害の状態や各地域の交通事情等を考慮し、適切に設定していく。

◎教育長の決意

問　本年四月、二十二年ぶりに生え抜きの教育長が誕生した。本県の教育改革は大きく前進していると実感するが、多くの県民は、引き続き国の力を借りないと、**是正指導**以前の教育に戻るのではないかと不安を感じている。こうした県民の不安をぬぐい去る教育長の力強い決意を伺う。

答　新たな「教育県ひろしま」の創造に向け、教育の中立性と公開性を堅持し、さらなる是正の徹底を図りつつ、県民総参加による教育改革に全力を挙げて取り組んでいく決意である。

用語解説　**是正指導**
平成10年5月、本県の教育内容や学校管理運営に不適正な実態があるとして文部省（当時）から是正を求められたもの。県民に信頼される公教育の確立に向け、教育改革に取り組んでいる。

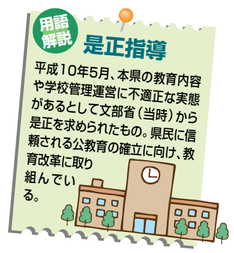

◎知事の後援会問題

問　知事は、「知事の座にいないと、取材も強引してくれなくなり、真相解明ができなくなる。知事の任務を遂行しながら真相解明に努めるのが責務だ」と言われ、知事の座にとどまったが、真相解明を断念したのであれば、知事の座にとどまる理由はないと考えるがいかが。

答　真相を明らかにするには、情報収集や意見交換のためのチャンネルを、多く確保することが必要であると考え発言したが、知事の職にとどまることは、県政の課題に取り組むためであり、私に課せられた責務は、職を辞することなく、県政推進に全力を傾注することであると考える。

たかやま ひろくに
高山博州 議員
自民党広誠会〈尾道市〉

◎知事の政治姿勢

問　知事は、県政に対する信頼回復に向けどう取り組んでいくのか、また、残りの一年余りの任期中に、具体的に何に取り組み、何を実現しようとされているのか。

答　市町の行財政体制の整備に向けた支援など合併後のフォローアップ、二層の産業集積や中枢拠点性の向上に向けた施策の推進、地域間格差の是正や非正規労働者の正規雇用化の促進、医師確保対策などに積極的に取り組み、「住んでみたい、住んで良かった」と実感できる明るい広島県の実現に向け、全力を傾注したい。同時に、このことが、県政に対する不信をぬぐい去る道であると確信している。

◎健康づくりの取り組みの推進

問　十分な成果をあげることが難しかった健康づくりの取り組みをどのように進めようとしているのか。また、生活習慣病予防には、運動の習慣づけが重要であり、スポーツクラブなどの活用が有効であると考えるが、見解を伺う。

答　今年度改定する県健康増進計画において、関係者の役割分担を明確にし、メタボリックシンドロームに着目した**特定健診・保健指導**の推進や、効果的な普及啓発を推進していく。また、計画の改定にあたり、地域のスポーツクラブ等と連携した取り組みを検討する。

用語解説　**特定健診・保健指導**
生活習慣病に関する健診を行い、保健指導を要する者には、保健師等による面接指導と6カ月後の評価を行うもの。平成20年度から、40歳以上75歳未満の被保険者等への実施が義務化される。

たけだ まさはる
武田正晴 議員
自民刷新会議〈広島市佐伯区〉